

令和6年度 大谷南小いじめ対策アクションプラン

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条より】

基本方針

- 「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識に立ち対応する。
- 「いじめはいじめる側が悪い」との認識に立ち、いじめの被害者を全力で守り抜き、加害者には毅然とした態度で指導を行う。「どの子にも起こり得る」という危機感をもつ。
- いじめの未然防止を課題の重点とし、発生には迅速な対応で解消に努める。
- 児童一人一人の人格が尊重されるような学校環境の保持・向上に努める。
- 組織的に対応し、保護者や地域、教育委員会、その他の関係諸機関と適切な連携を図る。
- 重大事態発生の場合は、躊躇することなく警察等関係機関との積極的な連携を図る。
- 解消後も、被害者には全職員が目で見守り、いじめの再発防止を徹底するとともに、加害者への指導や心のケアも行う。

教員の宣言

いじめを絶対に許さない！
いじめられている人を守りとおす！

いじめの防止

◎教職員の資質向上

- ・いじめ防止対策推進法や大谷南小いじめ防止基本方針の理解
- ・いじめに対する感性や実践力を高める研修会の実施
- ・教職員への定期的な意識チェック
- ・授業力を高めるための意見交換

◎いじめを未然に防ぐ取組

- ・全員が明るくのびのびとした学級環境づくり
- ・学業指導を取り入れた分かる授業、できる授業の展開
- ・「伝える力」を育成し、思いを伝え合えるようにする支援
- ・TT、個別指導の充実 個に応じた指導法の工夫
- ・道徳教育の充実
(人権感覚を磨く・思いやりの心育成・規範意識の醸成)
- ・特別活動の充実(児童主体の活動・いじめゼロサミットとの連携活動)
- ・学級活動を中心とした豊かな人間関係づくり
- ・縦割り班による会食、共遊、栽培活動
- ・情報モラル教育の推進
- ・小中一貫教育による共通の生活指導
- ・家庭と連携した日常的な言語指導

◎相談活動の充実

- ・相談ポストの活用
- ・SCやSSWとの連携と事例研究
- ・教育相談旬間の実施

地域や家庭との連携

◎家庭への啓発と関係づくり

- ・日常の連絡や相談による関係づくり
- ・学校だより、児童指導だより、学年だより等による啓発
- ・信頼される対応

◎地域との連携

- ・学校評価による地域の声の収集
- ・学校運営協議会における意見交換
- ・地域人材の積極的活用
- ・学校だよりやホームページによる啓発

いじめゼロ

心豊かな子ども
自ら学ぶ子ども
たくましい子ども

早期発見と適切な対応

◎アンケートと教育相談

- ・QUテストによる実態把握(年2回)
- ・事前アンケートと教育相談旬間の実施
- ・なかよしアンケートの実施(月2回)
- ・こころのそうだんアンケートの実施(年2回)

◎情報収集と情報交換

- ・職員間での情報共有
- ・校長・教頭による教室巡回と休み時間の巡回指導
- ・ランチルームでの会食による児童観察
- ・日常の声掛けや共遊

◎組織的な対応

- ・いじめ対策委員会による対策検討
- ・報告、連絡、相談、確認の徹底
連絡・発見→児童指導主任→教頭→校長
- ・事実関係の調査確認
- ・原因や対応の検討(事実に基づき、多角的に)
- ・教職員への共通理解・意識啓発
- ・再発防止のための加害者への指導、支援
- ・解決への指導援助(被害者・傍観者・保護者)
- ・継続観察

関係機関との連携

◎教育委員会との連携

- ・問題発生時の迅速な報告と相談、指導助言
- ・いじめゼロサミットの有効活用

◎専門家のアドバイス

- ・重大事態(生命・心身・財産への重大な被害、長期欠席)への対応(小山市いじめ防止基本方針参照)

◎警察との連携

- ・弁護士、臨床心理士、医師、警察関係者等の対策会議への参加

◎児童民生委員との連携

- ・重大事態や犯罪行為や犯罪に発展する恐れのあるいじめへの相談・通報
- ・家庭状況の把握